

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ポールトゥウィン・
ピットフルーホールディングス株式会社
代表取締役社長 小 西 直 人

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年4月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年4月21日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第7期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されておりますが、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような経済状況のもと、当社グループの主要事業であるデバッグ・検証事業の関連市場においては、スマートフォンやタブレット端末の普及を背景に、大手家庭用ゲームソフトメーカーも参入し、ソーシャルゲーム市場が引き続き拡大しております。また、ソーシャルゲーム開発企業はその開発費を着実に回収し収益機会を増やすために、家庭用ゲームソフト同様、開発したソーシャルゲームをグローバルに展開しております。そのため、従来のデバッグ業務に加え、多言語によるローカライズ（翻訳）やユーザーサポートの需要も拡大しております。家庭用ゲーム市場においては、世界各国で発売された据置型の新型次世代ゲーム機の販売が好調に推移しております。

一方、ネット看視事業の関連市場においては、ネットショッピング、フリマアプリ（フリーマーケットアプリ）や映像・電子書籍等のEコマース（電子商取引）が広がりを見せております。それに伴い、出品物チェック、薬機法（旧薬事法）や景品表示法等に基づく広告審査、権利侵害調査やエンドユーザーからのお問い合わせ対応等の需要が拡大しております。また、最近では子どもたちのインターネット利用に関するトラブル抑止のため、各自治体の教育委員会や私立学校が、学校裏サイトの看視や生徒及びその保護者を対象にしたネットリテラシー教育に力を入れていることから、看視業務のみならず、リーフレット作成やセミナー講師派遣等の啓発活動に関する需要も増加しております。

当社グループにおいては、顧客企業の事業多角化や海外展開、業務プロセスの高度化や複雑化に伴い発生する業務のアウトソーシング事業者として、「人」によるチェック、テスト、看視や審査等のサービスを提供しております。当連結会計年度においては、ソフトウェア品質検証サービスの充実を図るため、12月に株式会社クアーズを設立しました。また、ピットクルー株式会社及びピットクルー・コアオプス株式会社では、今後の受注拡大を見据え、9月に大阪府大阪市、11月に福岡県福岡市に新拠点を開設しました。海外においては、6月にPole To Win America, Inc. がシアトルオフィスを開業、8月にPole To Win UK Limited がゲーム音声制作等を行うSide UK Limited を買収、1月には在外子会社を統括するPole To Win International Limited を設立し、グローバルにて迅速かつ柔軟なサービスを展開する体制の整備に努めております。国内と海外6ヵ国11拠点の連携をこれまで以上に強化し、デバッグ、ローカライズ、ネット看視、ユーザーサポート等の「ワンストップ・フルサービス」の提供をグローバルで推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は18,120百万円（前期比22.8%増）、営業利益は2,360百万円（同26.8%増）、経常利益は2,228百万円（同18.6%増）、当期純利益は1,286百万円（同28.6%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

イ. デバッグ・検証事業

当事業におきましては、6ヵ国11拠点体制の海外と国内グループ会社の連携を図ることで、国内外ゲームメーカーのグローバル展開サポートに努め、国内外において売上高が増加いたしました。また、前連結会計年度末より連結子会社となった株式会社キュービストや当第3四半期連結会計期間より連結子会社となったSide UK Limited の売上高、利益が寄与するとともに、当社グループ内での相互送客を行いました。この結果、デバッグ・検証事業の売上高は14,637百万円（前期比29.8%増）、営業利益は2,403百万円（同35.4%増）となりました。

ロ. ネット看視事業

当事業におきましては、ネット企業各社がEコマース市場向け事業展開に積極的に取り組んでいることから、ネットショッピングサイト、ネットオークションサイト、フリマアプリにおける出品物チェック業務、

薬機法や景品表示法等に基づく広告審査業務、代金や商品到着等に関するエンドユーザーからのお問い合わせ対応等の各種サポート業務を受注しましたが、一部顧客企業からの業務縮小により、ネット看視事業の売上高は3,294百万円（前期比0.9%減）、営業利益は27百万円（同77.2%減）となりました。

ハ. その他

Palabra株式会社において、今後の映像パリアフリー化時代を見据え、テレビ番組や映画のパリアフリー字幕や音声ガイド制作のサービスを提供しております。また、IMaid株式会社では、医療関連人材紹介サービスを提供しております。当事業の売上高は187百万円（前期比26.4%増）、営業損失は81百万円（前期は23百万円の損失）となりました。

セグメント別売上高

セグメント	平成27年1月期 (前連結会計年度)		平成28年1月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
デバッグ・ 検 証 事 業	11,278	76.5	14,637	80.8	3,358	29.8
ネ ッ ト 看 視 事 業	3,325	22.5	3,294	18.2	△30	△0.9
そ の 他	148	1.0	187	1.0	39	26.4
合 計	14,753	100.0	18,120	100.0	3,367	22.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は244百万円であります。

その主なものは、デバッグ・検証事業におけるスタジオ等整備費用85百万円、業務用機材等の購入122百万円、ネット看視事業における拠点整備費用12百万円、業務用機材等の購入20百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の子会社であるPole To Win UK Limitedは、平成27年8月10日付でSide UK Limitedの株式を取得いたしました。同社の持分比率は70%であります。

当社は平成27年12月11日付で株式会社クアーズを設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社は、平成28年1月5日付でPole To Win International Limitedを設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。なお、当社は平成28年1月13日付でポールトゥウィン株式会社からPole To Win International Limited株式の現物配当を受け、当社の100%子会社となりました。

当社の子会社であるPole To Win International Limitedは、平成28年1月5日付で当社の子会社であるポールトゥウィン株式会社から、博特盈（上海）信息科技有限公司、Pole To Win America, Inc.、Pole To Win UK Limited、Pole To Win India Private Limited、Pole To Win Singapore Pte. Ltd.、Pole To Win Korea Co., Ltd.株式を取得し、同6社を100%子会社としました。

当社の子会社であるPole To Win International Limitedは、平成28年1月5日付で当社の子会社であるPole To Win UK Limitedから、Side UK Limitedの発行済株式の70%を取得し、同社を子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	平成25年 1 月 期	平成26年 1 月 期	平成27年 1 月 期	平成28年 1 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	10,866	13,879	14,753	18,120
経 常 利 益(百万円)	1,885	2,290	1,879	2,228
当期純利益(百万円)	932	1,205	1,000	1,286
1 株当たり (円) 当期純利益	106.69	63.55	52.60	67.58
総 資 産(百万円)	7,866	9,228	10,518	12,317
純 資 産(百万円)	6,154	7,494	8,421	9,517
1 株当たり (円) 純 資 産 額	649.69	394.28	442.27	489.25

(注) 当社は、平成25年 1 月 9 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割、平成26年 1 月 9 日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。当該株式分割については、各期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ポールトゥウィン株式会社	百万円 30	% 100	デバッグ・検証事業
ピットクルー株式会社	35	100	ネット看視事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社 2 社を含む計22社であります。

(4) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日に おける特定完全 子会社の帳簿価額	当 社 の 総 資 産 額
Pole To Win International Limited	5th & 6th Floor, One Lampton Road, Hounslow, TW3 1JB, UK	1,786,032千円	4,942,124千円
Pole To Win UK Limited	5th & 6th Floor, One Lampton Road, Hounslow, TW3 1JB, UK	1,098,534千円	

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、連結子会社であるポルトゥウィン株式会社が平成6年よりデバッグ・検証事業、同じくピットクルー株式会社が平成12年よりネット看視事業を行っております。これまで、ゲーム業界、インターネット業界やEコマース業界と強固な取引関係が築かれ、提供しているサービスもデバッグ・検証、ネット看視にとどまらず、ゲーム開発・運営やネットサービスを支えるローカライズ、広告審査、ユーザーサポート等に広がりを見せております。

今後、「デバッグ・検証事業」、「ネット看視事業」というセグメントの枠組みにとらわれず、当社グループと強固な取引関係にあるゲーム業界、インターネット業界、Eコマース業界向けに既存顧客からのニーズが高いBPOサービスを拡充し、これらの業界におけるBPOサービス取引シェア拡大を図ります。また、コアサービスであるデバッグ・検証やネット看視を新市場・業界へ展開するとともに、経営管理体制を充実させることが課題であると認識しており、特に以下の点に留意し、経営活動に取り組んでまいります。

① 顧客バリューチェーンに着目してBPOサービスを拡大し、1顧客毎の取引増加を図る

当社グループは、デバッグ・検証事業、ネット看視事業の先駆者として、これらのアウトソーシング市場を創出してまいりました。顧客のバリューチェーンに基づき、当社グループ各社の枠組みを超えて使い勝手のよい「ワンストップ・フルサービス」の提供を行い、1顧客毎の取引増加を図ってまいります。

② 既存サービスの国内市場シェア拡大、顧客が必要とするBPOサービスを拡充する

国内においては、既存サービスの市場シェア拡大に努めるとともに、顧客が必要としているBPOサービスの種類を拡充させ、国内事業の継続的な業容拡大を目指します。

③ 掘り起し余地の大きい海外市場の営業開拓を強化する

当社グループが海外事業を展開して以来、当初は日系企業との取引が中心でありましたが、M&A等の成果により海外現地企業との取引も増加し、海外売上が順調に増加しております。海外ゲームソフトメーカーやソーシャルゲームメーカーは、国内メーカーに比べ、デバッグ、ローカライズ、ユーザーサポートの業務規模が大きいことが多く、既存取引先との取引を拡大するとともに新規営業開拓を強化いたします。

(6) 主要な事業内容（平成28年1月31日現在）

セグメント	事業内容
デバッグ・検証事業	ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行う事業
ネット監視事業	インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報や不正利用の検出を行う事業
その他	出版・メディア、医療関連人材紹介に関する事業等

(7) 主要な事業所（平成28年1月31日現在）

① 当社 東京都新宿区

② 主要な子会社の事業所

ポールトゥウィン株式会社

本社：愛知県名古屋市名東区

東京オフィス：東京都新宿区

新宿スタジオ：東京都新宿区 ほか

ピットクルー株式会社

本社：東京都千代田区

札幌サポートセンター：札幌市中央区 ほか

(8) 従業員の状況（平成28年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
デバッグ・検証事業	795 (1,059) 名	240名増 (197名増)
ネット監視事業	219 (605) 名	15名増 (16名減)
その他	10 (5) 名	4名増 (1名減)
全社（共通）	6 (ー) 名	4名減 (ー)
合計	1,030 (1,669) 名	255名増 (180名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（契約社員、アルバイト等を含む）は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」の従業員数は、当社の管理部門等の人員数であります。
3. 当連結会計年度において、デバッグ・検証事業の事業拡大及びSide UK Limited の株式取得に伴う連結子会社の増加により、同事業の正規従業員が240名、臨時従業員平均人員数が197名増加しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	4名減	51.0歳	4.2年

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 56,000,000株

② 発行済株式の総数 19,043,200株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

③ 株主数 5,086名（前期末比1,257名減）

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
橘 民 義	1,960	10.30
本 重 光 孝	1,920	10.08
松 本 公 三	1,216	6.39
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	651	3.42
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	628	3.30
橘 鉄 平	603	3.17
MELLON BANK TREATY C L I E N T S O M N I B U S	372	1.96
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	368	1.93
上 杉 増 夫	352	1.85
津 田 哲 治	344	1.81

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年1月31日現在）

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成28年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	橘 民 義	ポールトゥウィン株式会社 代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	小 西 直 人	
取 締 役	本 重 光 孝	ペイサー株式会社代表取締役社長
取 締 役	松 本 公 三	
取 締 役	津 田 哲 治	ポールトゥウィン株式会社 代表取締役社長
取 締 役	橘 鉄 平	Pole To Win International Limited CEO
取 締 役	山 内 城 治	管理部部長
取 締 役	齊 藤 肇	株式会社クアーズ取締役
常 勤 監 査 役	大 内 清 司	ピットクルー株式会社監査役
監 査 役	高 田 秀 雄	ポールトゥウィン株式会社監査役
監 査 役	白 井 久 明	弁護士（京橋法律事務所） IMC JAPAN株式会社代表取締役 萬邦株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役齊藤肇氏は社外取締役であります。
2. 監査役高田秀雄氏及び監査役白井久明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役齊藤肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役津谷忠男氏は、平成27年9月15日をもって辞任いたしました。なお、辞任時には双日株式会社の監査役でありました。

② 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 （うち社外取締役）	6名 （1名）	287,790千円 （3,600）
監 （うち社外監査役）	4名 （3名）	19,300千円 （8,800）
合 （うち社外役員）	10名 （4名）	307,090千円 （12,400）

- （注）1. 上記のほか、取締役2名については当社子会社からの役員報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含む。）として14,330千円及び役員退職慰労金として59,644千円を支給しております。また、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与8,900千円を支給しております。
2. 取締役の員数は8名ですが、上記以外の2名については無報酬であります。なお、当該2名に対しては、当社子会社からの役員報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含む。）として67,000千円を支給しております。
3. 平成22年4月22日開催の第1回定時株主総会の決議による役員報酬の限度額は、取締役分が月額50,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役分が月額5,000千円以内であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役齊藤肇氏は、株式会社クアーズの取締役であります。株式会社クアーズは当社の子会社であり、当社は、同社に対して経営指導を行っております。
- ・監査役高田秀雄氏は、ポールトゥウィン株式会社の監査役であります。ポールトゥウィン株式会社は当社の子会社であり、当社は、同社に対して経営指導を行っております。
- ・監査役白井久明氏は、IMC JAPAN株式会社及び萬邦株式会社の代表取締役であります。当社と上記2社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	齊藤 肇	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、国内外における企業経営の経験に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	高田 秀雄	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会13回全てに出席し、当社の事業内容に関する見識を有し、客観的・中立的な立場から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	白井 久明	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回全てに出席し、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の経験に基づく視点により意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	津谷 忠男	平成27年9月15日付で辞任するまでに開催された取締役会14回のうち8回、監査役会9回のうち5回に出席し、公認会計士としての専門知識を有し、客観的・中立的な立場から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ．処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コーポレート・ガバナンス

(i) 取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

当社の取締役は、原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。また、グループ会社においても、取締役等は、原則として月1回の定例取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

(ii) 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の子会社管理を含む職務執行について監査を実施する。
監査役会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

ロ．コンプライアンス

(i) コンプライアンス体制

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「法令等遵守規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

(ii) 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「公益通報者保護に関する規程」を定め、当社及びグループ会社においてコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

ハ. 内部監査

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、当社及びグループ会社において内部監査を統轄し、実施する。内部監査室の責任者は監査終了後に内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出するものとする。

ニ. 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応として当社及びグループ会社共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 情報の保存及び管理

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

ロ. 情報の閲覧

当社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理体制

当社及びグループ会社共通の「リスク管理規程」に基づき、当社の取締役会にて事業上のリスクを全社及び業務単位で検討・管理する。また、グループ会社においても、取締役会又はこれに準ずる重要会議においてリスクを把握する体制を構築し、リスクに対しては当社グループとして対応策の検討を機動的に行うものとする。

ロ． 決裁制度

各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

ハ． 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社及びグループ会社共通の「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

④ 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針、経営戦略及び経営計画

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等の当社の全取締役及び従業員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定どおり進捗しているか取締役会において定期的に報告を行う。また、当社グループ横断の経営会議において、グループ役員間の情報共有及び議論を行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ． グループ会社管理体制

当社とグループ会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社管理部部長は、グループ会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役会に報告する。また、経営上の重要事項はグループ会社で決定する前に報告を受け、取締役会に報告するとともに必要な助言と指導を行う。

ロ． 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備

当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び当社グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

ハ． 内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。監査役及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当該従業員の選出は監査役会において決定し、当該従業員の人事異動、人事考課等については監査役の同意が必要であるものとする。

監査役が補助人に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

- ⑦ 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役による重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席する。

ロ. 監査役による取締役業務の執行確認

監査役は、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を受け、その業務執行の適正性を確認する。

ハ. 当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員による監査役への報告

当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、内部監査室が実施した監査の結果、公益通報制度における通報の状況を適時に報告する。

また、監査役は必要に応じ、いつでも当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に報告を求めることができるものとし、「公益通報者保護に関する規程」により、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等について、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理することができる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 内部監査室、会計監査人及び当社グループ監査役との連携

監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行うことができる。

監査役は、当社グループ各社の監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴する。また、グループ経営に係る相互情報交換を行うために会合の場を設けることができる。

ロ. 外部専門家の起用

監査役が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、或いは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないも

のもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ．企業価値向上への取組み

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行うデバッグ・検証事業、インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報の検出や不正利用の検出を行うネット看視事業を主要な事業としております。

当社グループは、顧客の業務プロセスのＩＴ化、システム化が進む中、最終的に「人」によるチェック、テスト、看視や審査が必要な事業領域に対してサービスを提供しており、現在においては、ゲーム業界及びインターネット業界を主たる事業領域としております。

また、当社グループは、日本初の「デバッグ・検証」と「ネット看視」の専業事業者としての実績と顧客基盤を有し、ゲームソフト開発企業、アミューズメント機器開発企業、ネット関連企業を中心に、製品・サービスの開発過程、製品の発売・サービス開始後の運用過程において、サービスの提供を行っております。

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、ソフト・ハードのデバッグ・検証、ネット看視を事業化いたしました。当社グループといたしましては、デバッグ・検証サービス及びネット看視サービスの先駆者として、事業の拡大に積極的に取り組むとともに、経営管理体制を充実させることを課題と認識し、経営活動に取り組んでおります。

ロ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレート・ガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると

考えております。当社では、このような観点からコーポレート・ガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

当社は、会社法に基づき、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。また、顧問契約を締結している弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して、適宜助言を受けております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランの概要は、当社の株式等の20%以上を取得しようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会又は当社株主総会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始できないものとしております。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、対抗措置の発動が相当と判断される時には、当社は、新株予約権の無償割当ての方法により新株予約権の割当てを行います。その際、当社は、大規模買付者等の非適格者以外の者が有する当該新株予約権を取得し、これと引替えに当該新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとしております。

当社は、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等から構成される独立委員会を設置しております。

なお、本プランの導入の件は、平成26年4月24日開催の第5回定時株主総会において承認されており、本プランの有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

また、本プランの詳細は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp>）に掲載の平成26（2014）年3月25日付IRニュース（適時開示資料）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記②の取組みを実施しております。本取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付けに応ずるべき可否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものであります。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしております。

以上より、上記③の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 1 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,936,130	流 動 負 債	2,538,625
現金及び預金	5,636,472	未 払 金	1,321,708
受取手形及び売掛金	2,485,451	未 払 費 用	93,306
繰延税金資産	72,058	未払法人税等	522,983
そ の 他	752,409	賞 与 引 当 金	30,515
貸倒引当金	△10,261	そ の 他	570,110
固 定 資 産	3,381,502	固 定 負 債	261,382
有 形 固 定 資 産	491,810	退職給付に係る負債	56,686
建物及び構築物	293,571	繰延税金負債	130,106
機械装置及び運搬具	0	そ の 他	74,589
工具、器具及び備品	198,239	負 債 合 計	2,800,007
無 形 固 定 資 産	2,144,792	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	1,514,355	株 主 資 本	8,777,548
ソフトウェア	66,926	資 本 金	1,236,323
無 形 資 産	561,265	資 本 剰 余 金	1,282,778
そ の 他	2,244	利 益 剰 余 金	6,258,446
投資その他の資産	744,899	その他の包括利益累計額	539,422
投資有価証券	203,471	その他有価証券評価差額金	12,356
敷金及び保証金	406,915	為替換算調整勘定	527,066
繰延税金資産	44,401	少 数 株 主 持 分	200,654
そ の 他	102,091	純 資 産 合 計	9,517,625
貸倒引当金	△11,979	負 債 純 資 産 合 計	12,317,633
資 産 合 計	12,317,633		

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年2月1日から)
(平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,120,472
売 上 原 価		12,029,571
売 上 総 利 益		6,090,900
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,730,842
営 業 利 益		2,360,058
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,213	
受 取 配 当 金	2,352	
保 険 解 約 返 戻 金	4,452	
助 成 金 収 入	9,692	
受 取 手 数 料	3,918	
債 務 勘 定 整 理 益	3,256	
そ の 他	6,324	32,210
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	159,626	
支 払 補 償 費	3,601	
そ の 他	165	163,393
経 常 利 益		2,228,874
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	94	
そ の 他	15	109
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,414	
役 員 退 職 慰 労 金	59,644	
そ の 他	1,276	71,334
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,157,649
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	886,050	
法 人 税 等 調 整 額	△15,989	870,060
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,287,588
少 数 株 主 利 益		674
当 期 純 利 益		1,286,914

連結株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から)
(平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
平成27年2月1日 残高	1,236,166	1,282,621	5,276,191	7,794,979
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	157	157		314
剰 余 金 の 配 当			△304,659	△304,659
当 期 純 利 益			1,286,914	1,286,914
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)				
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	157	157	982,255	982,569
平成28年1月31日 残高	1,236,323	1,282,778	6,258,446	8,777,548

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成27年2月1日 残高	15,052	611,342	626,394	—	8,421,373
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					314
剰 余 金 の 配 当					△304,659
当 期 純 利 益					1,286,914
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△2,695	△84,275	△86,971	200,654	113,682
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△2,695	△84,275	△86,971	200,654	1,096,251
平成28年1月31日 残高	12,356	527,066	539,422	200,654	9,517,625

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

- ・ 連結子会社の数 22社
- ・ 連結子会社の名称
ボールトゥウィン株式会社
ビットクルー株式会社
博特盈（上海）信息科技有限公司
株式会社第一書林
Pole To Win America, Inc.
株式会社猿楽庁
ビットクルー・クロスラボ株式会社
ボールトゥウィンネットワークス株式会社
IMaid株式会社
Pole To Win Singapore Pte. Ltd.
Pole To Win Europe Glasgow Limited
Pole To Win India Private Limited
Pole To Win UK Limited
ビットクルー・コアオプス株式会社
Palabra株式会社
ペイサー株式会社
Pole To Win Korea Co., Ltd.
株式会社キュービスト
株式会社ゲームマスター
Side UK Limited
株式会社クアーズ
Pole To Win International Limited

Side UK Limitedは、平成27年8月10日付でPole To Win UK Limitedが株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を平成27年7月31日としております。

株式会社クアーズは平成27年12月11日付での新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

Pole To Win International Limitedは平成28年1月5日付での新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

Pole To Win Europe Limitedは、平成27年12月11日付でPole To Win UK Limitedに商号変更しております。

Pole To Win Asia Pte. Ltd. は、平成27年12月11日付でPole To Win Singapore Pte. Ltd. に商号変更しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、博特盈（上海）信息科技有限公司、Pole To Win America, Inc.、Pole To Win Singapore Pte. Ltd.、Pole To Win Europe Glasgow Limited、Pole To Win India Private Limited、Pole To Win UK Limited、Pole To Win Korea Co., Ltd.、Side UK Limited及びPole To Win International Limitedの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

主に決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

主に移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主に定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～18年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ. 無形固定資産

主に定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、無形資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

主に債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の国内子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

ただし、金額の僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

852,996千円

(2) 無形資産

無形資産は、企業結合に際して認識した商標関連資産であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,041,200株	2,000株	一株	19,043,200株

(注) 発行済株式の総数の増加2,000株は、新株予約権の権利行使により増加したものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月23日 定時株主総会	普通株式	304,659	16	平成27年1月31日	平成27年4月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	342,777	18	平成28年1月31日	平成28年4月22日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式

310,800株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に株式発行により行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

投資有価証券は、投資信託及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制としております。

未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

また、未払金及び未払法人税等は、その決済時において流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループ各社が適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 （ 千 円 ）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
(1) 現金及び預金	5,636,472	5,636,472	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,485,451		
貸倒引当金（※）	△10,261		
	2,475,190	2,475,190	—
(3) 投資有価証券	50,613	50,613	—
資産計	8,162,276	8,162,276	—
(1) 未払金	1,321,708	1,321,708	—
(2) 未払法人税等	522,983	522,983	—
負債計	1,844,692	1,844,692	—

（※）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	152,857

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,627,437	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,485,451	—	—	—
資産計	8,112,889	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 489円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 67円58銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年3月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るためであります。

2. 取得する株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の数：740,000株（上限）

4. 株式取得価額の総額：900,000千円（上限）

5. 自己株式取得の期間：平成28年3月9日から平成28年3月31日まで

6. 自己株式取得の方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

7. 自己株式取得の状況：平成28年3月14日付で、740,000株を732,600千円で取得

8. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Side UK Limited

事業の内容 ビデオゲーム業界の音声制作、モーションキャプチャー

②企業結合を行った主な理由

当社グループとSide UK Limited は、ゲームソフトメーカーからのBP0受託事業者であり、相互の中核サービスを組み合わせることによって、ゲームビジネスの総合BP0受託事業者の地位を強固なものとし、相互送客による受注拡大、企業価値向上を目的とするものであります。

※BP0: Business Process Outsourcingの略。業務の一部を一括して外部専門事業者へ委託することで、委託者は自社のコア業務に専念し、業務全体の効率化、高品質化を図る。

③企業結合日

平成27年8月10日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率 ー%

企業結合日に取得した議決権比率 70%

取得後の議決権比率 70%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社100%子会社であるPole To Win Europe Limited（現Pole To Win UK Limited）が、現金を対価として株式を取得したため

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年8月1日から平成27年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	814,660千円
取得原価		814,660千円

(4) 主な取得関連費用の内容及び金額

法律事務所に対する報酬、手数料等 14,971千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

304,134千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	323,159千円
固定資産	696,320千円
資産合計	1,019,479千円
流動負債	155,655千円
固定負債	134,501千円
負債合計	290,157千円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに償却期間

商標関連資産 662,497千円（償却期間5年）

(8) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	445,223千円
営業損失	28,759千円
経常損失	28,821千円
税金等調整前当期純損失	28,821千円
当期純損失	12,534千円
1株当たり当期純損失	0.66円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの月次管理されている損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響額としております。

なお、上記影響額は平成27年1月1日から平成27年7月31日までの、無形資産償却影響額（71,433千円）及びのれん償却影響額（32,793千円）等を考慮しております。

当該注記は監査証明を受けておりません。

貸 借 対 照 表

(平成28年 1 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,491,987	流 動 負 債	29,902
現金及び預金	1,182,206	未 払 金	6,922
関係会社売掛金	43,251	関係会社未払金	5,917
前 払 費 用	5,042	未 払 消 費 税 等	2,736
関係会社未収入金	375	預 り 金	14,325
未収還付法人税等	259,679		
繰延税金資産	923	負 債 合 計	29,902
そ の 他	509		
固 定 資 産	3,450,136	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	7,336	株 主 資 本	4,912,222
建 物	6,403	資 本 金	1,236,323
工具、器具及び備品	932	資 本 剰 余 金	2,792,702
無 形 固 定 資 産	30,405	資 本 準 備 金	1,198,823
ソフトウェア	30,405	その他資本剰余金	1,593,878
投資その他の資産	3,412,395	利 益 剰 余 金	883,196
投資有価証券	151,400	その他利益剰余金	883,196
関係会社株式	2,898,935	繰越利益剰余金	883,196
敷金及び保証金	47,820		
関係会社長期貸付金	440,000	純 資 産 合 計	4,912,222
繰延税金資産	62		
貸倒引当金	△125,822		
資 産 合 計	4,942,124	負 債 純 資 産 合 計	4,942,124

損 益 計 算 書

(平成27年 2 月 1 日から)
(平成28年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,817,109
営 業 費 用	516,634
営 業 利 益	1,300,474
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,284
受 取 手 数 料	4,497
そ の 他	868
営 業 外 費 用	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	125,822
経 常 利 益	1,184,303
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11,534
税 引 前 当 期 純 利 益	1,172,768
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,349
法 人 税 等 調 整 額	1,314
当 期 純 利 益	1,169,105

株主資本等変動計算書

（平成27年2月1日から）
（平成28年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
平成27年2月1日 高 残	1,236,166	1,198,666	1,593,878	2,792,545	18,749	18,749	4,047,461	4,047,461
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	157	157		157			314	314
剰余金の配当					△304,659	△304,659	△304,659	△304,659
当 期 純 利 益					1,169,105	1,169,105	1,169,105	1,169,105
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	157	157	－	157	864,446	864,446	864,760	864,760
平成28年1月31日 高 残	1,236,323	1,198,823	1,593,878	2,792,702	883,196	883,196	4,912,222	4,912,222

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 6～10年

② 無形固定資産

主に定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」（前事業年度63,104千円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,900千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益

1,817,109千円

営業費用

19,960千円

営業取引以外の取引高

8,428千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

未払事業税	859千円
その他	63千円
計	923千円

② 固定資産

関係会社株式評価損	73,230千円
貸倒引当金	40,590千円
ゴルフ会員権	1,977千円
その他	443千円
小計	116,241千円
評価性引当額	△116,179千円
計	62千円
繰延税金資産純額	985千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.64%
(調整)	
評価性引当額	3.55%
住民税均等割	0.08%
交際費等損金不算入額	0.07%
受取配当金等益金不算入額	△39.43%
その他	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.31%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関連当事者との係 関	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	ポールトゥウィン 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導 (注) 1	461,748	関係会社 売掛金	38,770
				配当金 (注) 2	1,282,470	—	—
	ビットクルー 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の貸付 役員の兼任	経営指導 (注) 1	57,826	関係会社 売掛金	4,480
				配当金 (注) 2	15,065	—	—
				資金の貸付 (注) 3	—	関係会社 長期貸付金	300,000
				利息の受取 (注) 3	2,999	—	—
	ペ イ サ ー 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 3	180,000	関係会社 長期貸付金	140,000
				資金の回収 (注) 3	65,000	—	—
				利息の受取 (注) 3	931	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料は、毎月、各社の売上、利益の一定割合を収受しております。
2. 配当金は、各社の当期純利益の一定割合を収受しております。
3. 資金の貸付は、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
5. ペイサー株式会社への貸付金につき、合計125,822千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、125,822千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 257円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円40銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について、連結注記表の「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 3 月22日

ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 戸 田 彰 (印)
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 林 一 樹 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月22日

ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田	彰	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	一樹	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月24日

ポールトゥウィン・ピットクルー
ホールディングス株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 大 内 清 司 ㊞
社 外 監 査 役 高 田 秀 雄 ㊞
社 外 監 査 役 白 井 久 明 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、成長性を維持するための将来における事業展開に必要な内部留保と、当社グループの財政状態等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は342,777,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年4月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の効率性を高める観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、当該移行のために、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものがあります。

- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の変更に伴う条数の変更及び字句の統一等、所要の変更を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	(削除)
3. <u>監査役会</u>	2. <u>監査等委員会</u>
4. 会計監査人	3. 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第17条～第18条 (条文省略)	第17条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設) (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。

現 行 定 款	変 更 案
2 取締役会は、その決議によって、取締役相談役、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役相談役、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役並びに常務取締役若干名を定めることができる。 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略) 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 2 (条文省略) 第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり) 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 2 (現行どおり) 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に従い、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規則)</u> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(削除) 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規則) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (監査等委員会の権限) 第33条 監査等委員会は、法令又は本定款に定めがある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 (監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) 第 6 章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略) (報酬等) 第42条 会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第43条～第45条 (条文省略) (新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第35条 監査等委員会</u>は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>(監査等委員会の招集者)</u> <u>第37条 監査等委員会</u>は各監査等委員がこれを招集する。 第 6 章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり) (報酬等) 第40条 会計監査人の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計 算 第41条～第43条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 1 条</u> 第 7 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、<u>なお従前の例による。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され効力が発生すると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、その決議の効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	た ち ば な た み よ し 橋 民 義 (昭和26年2月4日生)	昭和62年4月 岡山県議会議員（三期） 平成9年10月 ポールトゥウィン株式会社取締 役 平成10年3月 同社代表取締役会長 平成21年2月 当社代表取締役会長（現任） 平成22年4月 ポールトゥウィン株式会社取締 役会長 平成25年4月 同社代表取締役会長（現任） 平成28年1月 Pole To Win International Limited Director（現任）	1,960,800株
2	こ に し な お と 小 西 直 人 (昭和26年1月4日生)	昭和48年10月 アーサー・アンダーセン・ア ンド・カンパニー（現有限責 任あずさ監査法人）入所 平成10年7月 フューチャーシステムコンサ ルティング株式会社（現フュー チャーアーキテクト株式会 社）取締役 平成13年1月 ビットクルー株式会社取締役 平成18年9月 ポールトゥウィン株式会社監 査役 平成18年12月 ヒロボー株式会社非常勤監査 役（現任） 平成20年4月 ビットクルー株式会社顧問 平成20年7月 ビットクルー株式会社取締役 平成20年9月 同社代表取締役社長 平成21年2月 当社代表取締役社長（現任） 平成26年2月 ビットクルー株式会社代表取 締役会長 平成28年1月 Pole To Win International Limited Director（現任）	109,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	も と し げ み つ た か 本 重 光 孝 (昭和26年1月10日生)	昭和59年9月 株式会社ハドソン 入社 平成4年3月 同社取締役 平成10年6月 株式会社招布へ出向 代表取締役専務 平成11年4月 株式会社ハドソン執行役員 平成16年12月 ボールトゥウィン株式会社取締役 平成16年12月 ビットクルー株式会社代表取締役 平成17年12月 同社取締役 平成20年8月 ボールトゥウィン株式会社代表取締役副会長 平成21年2月 当社取締役 (現任) 平成25年2月 ベイサー株式会社代表取締役社長 (現任)	1,920,400株
4	み つ も と こ う ぞ う 松 本 公 三 (昭和40年8月4日生)	平成6年1月 有限会社ボールトゥウィン (現ボールトゥウィン株式会社) 取締役 平成9年10月 ボールトゥウィン株式会社代表取締役 平成12年1月 有限会社ビットクルー(現ビットクルー株式会社) 取締役 平成13年1月 ビットクルー株式会社代表取締役 平成20年9月 ビットクルー株式会社取締役会長 平成21年9月 ボールトゥウィン株式会社取締役 平成22年2月 ビットクルー株式会社取締役副社長 平成25年1月 ビットクルー・コアオプス株式会社代表取締役社長 平成25年4月 当社取締役 (現任)	1,216,240株
5	つ だ て つ じ 津 田 哲 治 (昭和48年6月22日生)	平成8年4月 株式会社金馬車 入社 平成11年3月 エヌアイシ・オートテック株式会社 入社 平成13年10月 ボールトゥウィン株式会社 入社 平成14年10月 同社統括マネージャー 平成15年10月 同社執行役員 平成17年12月 同社代表取締役社長 (現任) 平成22年4月 当社取締役 (現任) 平成28年1月 Pole To Win International Limited Director (現任)	344,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	た ち ば な て つ へ い 橋 鉄 平 (昭和49年 9 月22日生)	平成16年 3 月 ポールトゥウィン株式会社 入 社 平成19年 8 月 同社執行役員 平成20年 8 月 同社取締役 (現任) 平成22年 4 月 当社取締役 (現任) 平成28年 1 月 Pole To Win International Limited CEO (現任)	603, 200株
7	や ま う ち じ ょ う じ 山 内 城 治 (昭和48年 5 月26日生)	平成 8 年 4 月 札幌信用金庫 入庫 平成11年 7 月 株式会社教育総研 (現株式会 社ワオ・コーポレーション) 入社 平成13年 3 月 株式会社ハドソン 入社 平成16年 1 月 アットネットホーム株式会社 (現株式会社ジュピターテレ コム) 入社 平成17年 2 月 株式会社ホンダコムテック 入 社 平成17年 8 月 ビットクルー株式会社 入社 平成20年12月 同社取締役 (現任) 平成21年12月 当社管理部部長 (現任) 平成22年 4 月 当社取締役 (現任) 平成22年 7 月 ポートサイド株式会社 (現ビ ットクルー・クロスラボ株式 会社) 監査役 (現任) 平成25年 2 月 ペイサー株式会社監査役 (現 任)	8, 160株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され効力が発生すると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、その決議の効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ 1	いま い きよ あき 今 井 清 明 (昭和19年5月8日生)	昭和42年11月 伊藤忠燃料株式会社（現伊藤忠エネクス株式会社）入社 昭和55年11月 マイクロ精機株式会社 入社 昭和62年9月 ファーストカラー株式会社 入社 平成14年4月 ボールトゥウィン株式会社 入社 平成20年9月 同社執行役員 平成21年12月 当社 入社 平成22年4月 株式会社猿楽庁監査役（現任） 平成25年2月 株式会社第一書林監査役（現任） 平成25年2月 Palabra株式会社監査役（現任） 平成25年4月 ボールトゥウィンネットワークス株式会社監査役（現任） 平成25年4月 IMAid株式会社監査役（現任） 平成27年1月 株式会社キュービスト監査役（現任）	8,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ 2	たか だ ひで お 雄 高 田 秀 雄 (昭和23年 8 月23日生)	昭和47年 4 月 株式会社大島屋 入社 昭和59年10月 株式会社ハドソン 入社 昭和62年11月 同社取締役 平成12年 4 月 株式会社未来蜂歌留多商会代 表取締役 平成18年 7 月 ビットクルー株式会社監査役 平成21年 2 月 当社社外監査役 (現任) 平成22年 2 月 ポールトゥウィン株式会社監 査役 平成27年 4 月 ポールトゥウィン株式会社監 査役 (現任)	2,400株
※ 3	さい とう はじめ 齊 藤 肇 (昭和22年 1 月 4 日生)	昭和45年 4 月 ゼネラル・フーズ株式会社 入社 昭和48年 9 月 日本ミニ・コンピュータ株式 会社 入社 平成 3 年10月 オムロンデータゼネラル株式 会社取締役 平成11年 4 月 日本ラショナルソフトウェア 株式会社代表取締役社長 平成15年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会 社ラショナル事業部長 平成16年 4 月 チャイナポータル株式会社 (現シオステクノロジー株式 会社) 代表取締役 平成25年 4 月 ポールトゥウィン株式会社監 査役 平成25年 4 月 当社社外監査役 平成26年 4 月 当社社外取締役 (現任) 平成26年 4 月 チャイナポータル株式会社 (現シオステクノロジー株式 会社) 取締役 平成27年12月 株式会社クアーズ取締役 (現 任)	2,000株
※ 4	しら い ひさ あき 白 井 久 明 (昭和23年 7 月10日生)	昭和50年 4 月 弁護士登録 平成 8 年 7 月 白井法律事務所開設 平成19年 7 月 京橋法律事務所開設 (現任) 平成19年 7 月 IMC JAPAN株式会社代表取締役 (現任) 平成19年 7 月 萬邦株式会社代表取締役 (現 任) 平成26年 4 月 当社社外監査役 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高田秀雄氏、齊藤肇氏及び白井久明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

高田秀雄氏は、企業経営の経験を有しており、また、当社グループ事業を取り巻く業界に関する専門的な知見も有することから、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

齊藤肇氏は、国内外における企業経営の経験を有しており、グローバル化する当社グループの経営に対する適切な提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

白井久明氏は、企業経営の経験を有しており、また、弁護士として企業法務に精通していることから、客観的立場から当社グループの経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

5. 高田秀雄氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

齊藤肇氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

白井久明氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は、齊藤肇氏との間で社外取締役として、高田秀雄氏及び白井久明氏との間で社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、社外取締役として各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

また、今井清明氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され効力発生することを条件として、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を上限とする契約を締結する予定であります。

7. 当社は、齊藤肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、高田秀雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され効力が発生すると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成22年4月22日開催の当社第1回定時株主総会において、月額50,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を月額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、その決議の効力が生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され効力が発生すると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額5,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

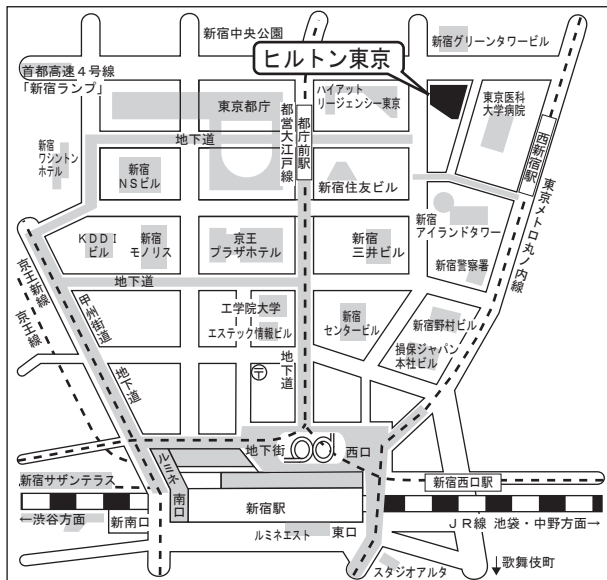
第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、その決議の効力が生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 2 号 TEL 03-3344-5111
 ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」



交通のご案内

- ◆ 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」（C8出口）から徒歩約2分
- ◆ 都営大江戸線「都庁前駅」から徒歩約3分
- ◆ JR各線・京王線・小田急線「新宿駅」（西口）から徒歩約10分

【経営近況報告会のご案内】

第7回定時株主総会終了後、総会ご出席の株主の皆様を対象とする経営近況報告会を開催させていただきますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成28年4月21日（木曜日）定時株主総会終了後
 ※お時間は1時間程度を予定しております。
2. 会 場 ヒルトン東京 3階 宴会場「大和の間」
 ※定時株主総会会場と同じ会場で行います。

以 上